

ひょうごの私立高校 就学支援制度のご案内

国と県で兵庫県私立高校就学支援！

兵庫県では、私立高等学校に在学する生徒を持つご家庭の経済的負担を軽くするため、国の就学支援金に上乗せして、授業料軽減補助を行っています。この他にも、奨学給付金をはじめ、私立高校に在学する生徒を持つご家庭の経済的負担を軽減するためのさまざまな就学支援制度があります。詳細については、進学を希望する高校、府県、市、町などに直接お問い合わせください。

兵庫県私立高等学校授業料軽減補助制度（給付）

すべて申請がなければ適用されません。該当する場合は必ず高等学校等に申請をしてください。

■対象者

兵庫県・大阪府・京都府・岡山県・鳥取県・奈良県・滋賀県・和歌山県・徳島県内の私立高等学校・中等教育学校の後期課程（いずれも通信制を除く。）に就学する生徒の保護者で、次の2つの条件に該当する場合。

- (1) 保護者が、2020年10月1日現在、兵庫県在住であること。
- (2) 2019年の収入に基づく2020年度の保護者全員の年収（目安）がおおむね910万円未満であること。

■軽減額（国の就学支援金と県の授業料軽減補助金）（金額はすべて年額）

支援金は保護者への直接給付ではありません

就学支援金・県の軽減補助金は、高等学校が代理受領します。直接給付はされませんのでご注意ください。

■兵庫県内私立高校（全日制）の単価

世帯年収目安（※1） （保護者全員分の所得確認基準額の合計）	①国の 就学支援金	②県の 授業料軽減補助	合計（※2） （①＋②）
年収590万円未満程度 （所得確認基準額 154,500円未満）	396,000円	12,000円	408,000円
年収590万～730万円程度 （所得確認基準額 217,700円未満）	118,800円	100,000円	218,800円
年収730万～910万円程度 （所得確認基準額 304,200円未満）		50,000円	168,800円

※1 年収は目安です。家庭の状況（家族構成等）で大きく異なる場合があります。具体的な基準は、下記の所得確認基準額により判定します。

【所得確認基準額】

（市町民税の）課税標準額×6%－（市町民税の）調整控除の額

※2 授業料に対する支援は、授業料額が上限となります。

また、年度の途中で転退学した場合、在籍月数による支援額となります。（年額は支援されません）

※3 兵庫県外の学校に通う場合は、県の授業料軽減補助の単価が異なります。

京都府の学校：県内校の1／2

大阪府、岡山県、鳥取県、奈良県、滋賀県、和歌山県、徳島県内の学校：県内校の1／4

詳しくはこちら



私立高等学校授業料軽減補助制度

■申請方法（申請は在学する高校へ）

「授業料軽減申請書」（在学の高等学校で配布）に必要事項を記入し、その他学校が指定する書類等とあわせて、学校が定める期限内に学校に提出。

■県の授業料軽減制度についての注意事項

- 2020年9月30日以前に転・退学した場合は対象となりません。
- 2020年10月1日以降の転退学の場合は、月割りにより計算します。
- 失業者、倒産等により2020年の収入が急減する場合は、「私立学校生徒授業料軽減臨時特別補助制度」が適用されます。詳しくは、学校または下記の問い合わせ先にお尋ねください。

■支援金制度についての問い合わせ先

●進学を希望する私立高等学校

●兵庫県企画県民部管理局私学教育課私学教育班

TEL.(078)341-7711(代) FAX.(078)362-9389

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk35/pa15_000000008.html

兵庫県 授業料軽減補助 検索

高等学校奨学資金貸与制度（貸付）

■対象者

高等学校または中等教育学校後期課程に在学する生徒で、次の両方に該当する者。成績要件はありません。

- (1) 生計を維持する者が兵庫県在住であること。
- (2) 生計を維持する者の収入総額が振興会の定める基準額以下である世帯に属すること。

■貸与額

月額30,000円（私立高校、自宅通学者の場合）

■問い合わせ

（公財）兵庫県高等学校教育振興会 奨学資金第1課
TEL.(078)361-6640

※この奨学資金貸与制度との併給で、高等学校通学交通費貸与制度（貸付）もあります。

その他の奨学金（給付・貸付）

各自治体による奨学金制度があります。お住まいの自治体のホームページまたは直接自治体にお問い合わせ下さい。

申請時期の目安

各制度の申請時期の目安は下記のとおりです。

申請時期を過ぎると、申請できない場合や、申請するまでの期間の支給が受けられない場合がありますので、必ず期限までに申請してください。

1 高等学校等の入学時に申請

高等学校奨学資金貸与制度（貸付）

申請期間：中学校3年生時点の8月下旬～10月中旬

申請先：在籍する中学校

※高等学校入学後も申請することができます。入学後に貸与の申請を受ける場合は、在籍する高等学校にお問い合わせください。

兵庫県私立高等学校入学資金貸付制度（貸付）

申請期間：中学校3年生時点の1月中旬～2月中旬

（私立高等学校の出願期間）

申請先：受験する私立高等学校（兵庫県外の学校の場合は、兵庫県私学振興協会）

私立高等学校等奨学給付金制度

■対象者

私立高等学校（全日制・定時制・通信制）または中等教育学校後期課程に在学する生徒の保護者で、2020年7月1日現在、次の両方に該当する場合。

- (1) 保護者が兵庫県在住であること。
- (2) 生活保護受給者または、2019年中の収入に基づく2020年度の市町民税所得割額及び県民税所得割額が非課税であること。詳しくは学校にお問い合わせください。

所得等の要件		軽減金額（年額） 全日制私立高等学校
生活保護（生業扶助）受給世帯		52,600円
2020年度 市町民税所得割額 及び県民税所得割額が非課税	下記以外の場合	103,500円
	2人目以降の高校生等※	138,000円

※または、この世帯に扶養されている15歳以上23歳未満の兄弟姉妹（中・高校生を除く）がいる世帯の高校生等

私立高等学校独自の奨学金（給付・貸付）

上記の「授業料軽減補助」と「高等学校奨学資金」を受けても教育費の負担が困難な生徒を対象に、修学が継続できるよう、県内の各私立高等学校では、奨学金制度が設けられています。詳しくは進学希望先の各私立高等学校にお問い合わせください。

兵庫県私立高等学校入学資金貸付制度（貸付）

■対象者

- ①私立高校（通信制課程を除く）に入学予定の生徒の学費負担者。
- ②兵庫県内に在住する人。所得要件があります。

■募集人員 500名以内

■貸付額 300,000円以内（入学時納付金を対象）

■問い合わせ

（公社）兵庫県私学振興協会 TEL.(078)321-2592